



2025年6月12日

各 位

会社名 KDDI株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 松田 浩路
(コード番号: 9433 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレート統括本部
総務本部長 中里 靖夫
(TEL. 03-3347-0077)

自己株式の公開買付けの結果及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議し、2025年5月15日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年6月11日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。なお、本公開買付け終了後の自己株式の取得(市場買付け)については、当社が2025年5月14日に公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」に記載のとおり実施いたします。また、本公開買付けの決済の開始日である2025年7月3日をもって、当社の主要株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

KDDI株式会社

(東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年5月15日(木曜日)から2025年6月11日(水曜日)まで(20営業日)

② 公開買付開始公告日

2025年5月15日(木曜日)

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,307円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2025年7月3日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条

の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付けにおける買付け等の価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	151,712,100株	—株	152,143,731株	151,712,164株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(151,712,100株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えたため、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買

付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

KDDI株式会社

(東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(ご参考) 自己株式の取得に関する2025年5月14日開催の取締役会における決議事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 196,000,000株(上限)
(2025年5月14日現在の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.93%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 4,000億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月15日～2025年12月23日 |

Ⅱ. 主要株主の異動について

1. 異動が生じる理由

当社は、2025年5月15日から2025年6月11日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、当社の主要株主であるトヨタ自動車株式会社(以下、「トヨタ自動車」といいます。)からその所有する当社普通株式43,346,300株について応募があり、当社は当該応募株券等のその一部である43,223,300株を取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である2025年7月3日付で、当社の総株主の議決権に対するトヨタ自動車の所有する議決権の数の割合が10%未満となるため、トヨタ自動車は当社の主要株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

① 名称	トヨタ自動車株式会社
② 所在地	愛知県豊田市トヨタ町1番地
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 佐藤 恒治
④ 事業内容	自動車、産業車両、船舶、航空機、その他の輸送用機器および宇宙機器ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理ほか
⑤ 資本金	635,402百万円(2024年9月30日)

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	4,065,892個 (406,589,200株)	10.23%	第3位
異動後	3,633,659個 (363,365,900株)	9.50%	第3位

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2025年3月31日現在において、当該株式分割が行われたと仮定して、異動前及び異動後における議決権の数(所有株式数)、発行済株式総数、議決権を有しない株式数を算定しております。
2. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、上記(注)1. のとおり、2025年3月31日現在で株式分割が行われたと仮定して、発行済株式総数(4,383,692,832株)から議決権を有しない株式数(408,710,232株(役員報酬BIP信託口が所有する当社普通株式1,875,394株を含みます。))を控除した総株主の議決権の数(39,749,826個)に基づき算出しております。
3. 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、上記(注)2. の総株主の議決権の数(39,749,826個)より、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式(151,712,164株)に係る議決権の数(1,517,121個)を控除した数(38,232,705個)に基づき算出しております。
4. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
5. 「大株主順位」は、2025年3月31日現在の株主名簿を基準に推定しております。

4. 異動予定年月日

2025年7月3日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上